

令和6年度 岐阜県青少年美術展 青年部 応募チェックリスト

1 著作権について

- 出品作品は、著作権を有するキャラクターを利用していない。
- 出品作品は、著作権を有する著作物をそのまま写して利用していない。
- 第三者の著作物を利用する場合、利用許諾を得て、承諾書を作品に添付している。

2 商標権について

- 出品作品は、商標権を有する商標(ロゴなど)を利用していない。
- 商標権を有する商標を利用する場合、利用許諾を得て、承諾書を作品に添付している。

3 肖像権・プライバシーの権利について

- 出品作品は、被写体やモデルの人物の承諾を得ている。(※承諾書の提出の必要はない。)
- 出品作品は、被写体やモデルの人物のプライバシーの権利を侵害していない。

4 デザイン部門について

- ビニールを画鋏でとめる場合、パネル裏の枠の内側でとめている。

5 書道部門・写真部門について

- 額内やパネル内の作品が剥がれ落ちないように、作品が確実に貼られている。
(※剥がれ落ちた場合は、応募責任者が岐阜県美術館にて修復をする。)

6 作品票・作品貼付票・応募者一覧表について

- 作品票と応募者一覧表に作品の題名と名前を正確に明記している。(※6月25日正午にホームページにおいて結果発表の予定。メールでも名簿が送付される予定。)
(※キャプションを事務局で作成するため、題名と名前を正確に明記する。)
- 作品票は作品裏面の右上、作品貼付票は長辺右側上部に、正しく貼付している。
(※横向き作品の作品貼付票は、表面からみて上面・左端に左向きで貼付する。)

※著作権や商標権の侵害が疑われるような作品については、選外になる可能性があります。

※生徒の作品づくりにおいて、著作権および商標権、肖像権、プライバシーの権利については十分に指導をしてください。また、著作権に関する教材については、文化庁のホームページを参考にしてください。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>